商標法50条に関する審決取消請求事件の分析



辻本法律特許事務所 弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

商標法50条1項は、「継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。」と規定し、継続して3年以上使用されていない商標について取消審判を請求できるとしている。この立法趣旨は、「商標法上の保護は、商標の使用によって蓄積された信用に対して与えられるのが本来的な姿であるから、一定期間登録商標の使用をしない場合には保護すべき信用が発生しないかあるいは発生した信用も消滅してその保護の対象がなくなると考え、他方、そのような不使用の登録商標に対して排他独占的な権利を与えておくのは国民一般の利益を不当に侵害し、かつ、その存在により権利者以外の商標使用希望者の商標の選択の余地を狭めることとなるから、請求をまってこのような商標登録を取り消そうというのである」とされている1。

取消審判では、登録商標取消あるいは請求不成立の審決が出されるが、審決に対してはその取消を求めて、知的財産高等裁判所に審決取消請求訴訟を提起することができるとされており(商標法63条1項)、平成25年1月以降の商標法50条に関する審決取消請求事件の判決の内訳は次のとおりである²。

審決	判決	件数	請求認容率3
登録商標取消審決	請求棄却	28件	45.1%
	請求認容	23件	
不成立審決	請求棄却	51件	16.4%
	請求認容	10件	

この点、たとえば、同期間(平成25年1月以降)の商標法51条の審決取消請求事件の判決は7件あったが、そのうち認容判決は1件にすぎず、請求認容率14.3%である⁴。同期間(平成25年1月以降)の商標法3条に関する審決取消請求事件は92件あったが、そのうち認容判決は11件、請求認容率12.0%にすぎない⁵。これらの数字と比較しても商標法50条に関する審決取消請求事

¹ 特許庁編「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第21版〕」1696頁。

² 第一法規法情報総合データベースの判例体系にて「商標法50条」及び「審決取消請求事件」の検索 ワードにて検索結果に挙がってきたものを取り上げている。

³ 小数第2位を四捨五入した。以下、パーセンテイジを挙げている数値はすべて同様である。